

令和4年度小・中・特別支援学校管理職人権教育研修会実施要項

1 趣 旨

「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、「人権教育基本方針」及び「外国人児童生徒にかかわる教育指針」に基づき、人権教育の改善・充実を図るとともに、人権教育の今日的な課題についての理解を深めるため、教職員一人一人の人権意識の高揚と児童生徒の人権を尊重した教育の推進のための研修を行い、管理職としての指導力の向上と人権意識の高揚を図る。

2 実施主体

各教育事務所

3 実施方法

令和4年度地区別学校経営研究協議会に人権教育研修会を位置づけて実施する。

4 内 容

- (1) 回 数 1回
- (2) 時 期 令和4年5月～令和5年2月末日
- (3) 対 象 者 公立小・中・特別支援学校（県立学校は除く）の校長
- (4) 講義テーマ 「人権教育の組織的な取組と点検・評価」

5 実施報告

令和4年度地区別学校経営研究協議会実施要項のとおりとする。

6 その他

- (1) 各教育事務所は、当研修会の要項を作成すること。
- (2) 講師については、各教育事務所からの依頼により、人権教育課の指導主事等が当たる。

令和4年度小・中・特別支援学校教員人権教育研修会実施要項

- 1 趣 旨 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、「人権教育基本方針」及び「外国人児童生徒にかかわる教育指針」に基づき、人権教育の改善・充実を図るとともに人権教育の今日的な課題についての理解を深めるため、児童生徒の人権を尊重した教育の推進のための研修を行い、人権教育担当教員等としての指導力の向上と人権意識の高揚を図る。
- 2 実施主体 各教育事務所
- 3 内 容
 - (1) 回 数 1回（小・中学校単位で各1回）
 - (2) 時 期 令和4年5月～12月上旬
 - (3) 対象者（各校1名以上）

小・中・特別支援学校（県立芦屋国際中等教育学校（前期課程）、県立大学附属中学校を含む）の人権教育担当教員、児童生徒支援教員、日本語指導研究推進校推進教員、新たな課題に対応した人権教育研究推進校推進教員、小・中・特別支援学校中堅教諭等資質向上研修対象者のうち希望する者
 - (4) 形態及びテーマ例
 - ① 講義テーマ
「授業及び研修における人権教育資料の効果的な活用」
 - ② 研究協議
 - (ア) 教育資料等の効果的な活用
 - ・ 小学生用教育資料『ほほえみ』（平成23、24年度版）（令和3年度版（低学年））
 - ・ 中学生用教育資料『きらめき』（平成25年度版）
 - ・ 「いじめを許さない人権教育教材」
 - ・ 「児童生徒用人権教育パンフレット」「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」「わたしも あなたも 大切に ～知ってほしい『デートDV』～」
 - ・ アニメ「めぐみ」（「人権課題『北朝鮮当局による拉致問題等』の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～（改訂）」）
 - ・ 地域教材、身近な教材の活用
 - (イ) 人権教育にかかる現状と課題の考察
 - ・ 県民意識調査等の結果の活用
 - (ロ) 効果的な指導方法等の在り方
 - ・ 「協力」「参加」「体験」を取り入れた指導方法の工夫
 - ・ 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫
 - (エ) 各校の人権教育の現状と課題に対応した教職員研修の在り方
 - ・ 校内研修資料「『ヘイトスピーチ』に対する正しい理解に向けて」の活用
 - ・ 校内研修資料「『多様な性』に対する正しい理解のために」の活用
 - (オ) 子ども多文化共生教育の推進
 - ・ 外国人児童生徒の自己実現を支援する取組
 - ・ 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うための取組
 - ・ 「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」の活用
 - (カ) 家庭・地域との連携及び校種間の協力と連携の在り方
 - ③ 公開授業
児童生徒支援教員による複数指導及び人権に関わる教科、特別活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間等における学習指導
 - ④ 実践発表（人権教育研究指定校等）
 - ⑤ 演習（参加体験型の職員研修例または授業例の演習）
- 4 実施報告 事業実施後30日以内に、別紙により人権教育課長あて提出すること。
なお、2つ以上の教育事務所合同実施した場合には、各教育事務所の参加者を明確にした上で、一括報告すること。
- 5 その他
 - (1) 各教育事務所は、人権教育課と協議のうえ、上記3-(4)を参考に、実態に応じて形態及びテーマを設定し、当研修会の要項を作成すること。
 - (2) 講義については、各教育事務所からの依頼により、人権教育課の指導主事等がこれにあたる。
 - (3) 外部講師招へいに伴う謝金や旅費等の経費は各教育事務所の負担とする。